

橋本市上下水道事業管理告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条2項の規定により告示する。

令和8年3月26日

橋本市上下水道事業

橋本市長 平木 哲朗

1. 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
りそな決済サービス株式会社
 - (2) 住所又は事務所の所在地
東京都江東区木場一丁目5番25号
2. 収納する使用料等
水道料金、下水道使用料、農業集落排水維持管理負担金及び使用料
3. 指定公金事務取扱者としての指定した日
令和8年3月6日
4. 委託する期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで